

## 津南町農業振興地域整備計画の変更理由書

## 1 津南町農業振興地域整備計画の変更理由（法第13条第1項）

## 4. 経済事情の変動その他情勢の推移

- ①変更部分について、津南第二地区で実施されている県営中山間地域農業農村総合整備事業に伴い事業地区界の変更等により、工事区域に含めるのが妥当と判断された。以上より、農振法第10条第3項第2号の規定に該当することとなったため、計画を変更し、農用地区域に編入する。
- ②変更部分について、津南第二地区で実施されている県営中山間地域農業農村総合整備事業に伴い事業地区界の変更等により、工事区域に含めるのが妥当と判断された。以上より、農振法第10条第3項第2号の規定に該当することとなったため、計画を変更し、農用地区域に編入する。
- ③当該地域の農業については、農業従事者の高齢化や担い手の減少から地域全体で農用地の確保に努めていく必要がある。このことから、町としては、これら地域の特性を考慮した農用地区域の設定を行うこととしている。具体的には、現に良好に耕作している農用地又は営農的手法により良好に耕作されることが見込まれる農地でありかつ今後とも活用が確実なことについて耕作者の合意が図られている農用地は、農用地区域に指定する。今回の編入箇所においては、将来に渡り農地保全活動を行い、農用地として活用していくことについて、耕作者による合意形成が図られたことで、町の農用地区域設定方針に合致する農用地となったことから、農振法第10条第3項第5号の規定に該当するため、農振農用地に編入するものである。
- ④大井平地区において、経営体育成基盤整備事業（農地中間管理機構関連型）を実施するにあたり、農振法第10条第3項第2号の規定に該当することとなったため、計画を変更し、農用地区域に編入する。

以上、編入4件

## 2 農用地利用計画の変更

## (1) 編 入

付図番号	編入箇所 (大字、字、地番)	農用地区域への編入理由	編入面積 (登記簿地目)	編入後の用途区分
1	津南町大字外丸丁 2038-2、2383-1、2389-3、 2389-4、2391-1、2431-1、 2435-1 道路 78、85一部、108 水路 10、24一部、25 一部、30、31、32、48、 51、54、57一部、79一部	法第10条第3項第2号該当 【具体的な理由】 別紙2の4(1)に記載のとおり、農振法第10条第3項第2号に該当することとなったため。	2,939.22 m <sup>2</sup> (田、道路、用悪水路)	田、農道、水路
2	津南町大字秋成 8182-2、8182-3、8183-2、 8185-3、8186-3、8206-2、 8207-2、8261-2、8263、	法第10条第3項第2号該当 【具体的な理由】 別紙2の4(1)に記載のとおり、農振法第10条第3項第2号	8,515.23 m <sup>2</sup> (用悪水路、田、原野、雜種地、公衆用)	田、農道、水路

	8264、8345-3、8345-4、8345-6、8348-2、8348-4、8348-5、8362-2、8435-1、13551 道路 178、179、185、264、470 水路 170、252、267、347、483、484	に該当することとなったため。	道路、道路、 不明、)	
3	津南町大字下船渡丁 749-1、750-1、1941-3、 1947-3  津南町大字三箇乙 472、544-1  津南町大字宮野原 3025、3026、3032、3043、 3044、3045、3047、3052、 3053、3184-2、3750-1、 3757-1、3761、9539  津南町大字谷内 2861、2873、2875-1、 2876、2877-1、2878、 2879、2882、2885-1、 2889、2890、2890-1  津南町大字秋成 8679-3、8933-4	法第 10 条第 3 項第 5 号該当 【具体的な理由】 別紙 2 の 4 (1) に記載のとおり、農振法第 10 条第 3 項第 5 号に該当することとなったため。	21,831 m <sup>2</sup> (畑、田、原野)	田
4	津南町大字上郷大井平 4404-2、4411-4、4495-5、 4495-6、4773-1、4858-2、 4860-11、5170-2、 5171-3、5171-4、5215-9、 5215-10、5504、5505、 5541-1、5551、5552、 5554、5558、5560、5561、 5562、5566、5570、5573、 5593、5594、5595、5597、 5601、5604、5607、5612、 5620、5622、5625、5626、 5631、5635、5636、5641、 5646、5647、5648、5652、 5653、5654、5655、5661、 5662、5663、5668、5678、 5679、5680、5681、5691、 5701、5702、5713、5723、	法第 10 条第 3 項第 2 号該当 【具体的な理由】 別紙 2 の 4 (1) に記載のとおり、農振法第 10 条第 3 項第 2 号に該当することとなったため。	101,932.65 m <sup>2</sup> (雑種地、原野、公衆用道路、畑、用悪水路)	田、農道、水路

	5724、5728、5729、5730、 5733、5739、5749、5750、 5755、5756、5759-2、 5760、5761、5762-1、 5762-2、5767、5772、 5782、5798、5799、5801、 5803-1、5803-2、5806、 5812-1、5812-2、5817、 5833、5834、5837、5840、 5841、5844、5845、5846、 5851、5855、5856、5859、 5866、5893-1、5894-1、 5904、5905、5913、5922、 5923、5924、5932、5933、 5936-1、5941、5942-1、 5947-1、5957-1、5958、 5968、5969、5974-1、 5989、5992、5993、6003、 6004、6012、6013-2、 6014-2、6015-2、6016-2、 6017-2、6018-2、6019-2、 6020-1、6020-2、6021、 6022、6023、6025、6030、 6043-1、6075-1、6090、 6095-1、6095-2、6096-1、 6100、6101-1、6109-1、 6110-1、6115、6119、 6120、6125、6129、 6130-1、6133、6136、 6137、6140、6144、6145、 6149、6152、6153、6156、 7727、7728、7737、7738、 7739、7740、7742、7751、 7752、7753、7757、 7763-1、7766、7767、 7768、7769-1、7769-2、 7769-3、7771、7773、 7774、7775、7779、7780、 7781、7787、7792-1、 7792-2、7797、7800、 7806、7807、7808、7816、 7828、7848、7850-3、 7852-3、7853-3、8258、 8275、8309、8310、8315、 8317、8318、8319、8324、 8324-1、8325、8326、 8327、8328、8331、8333、		
--	--	--	--

8334、8336、8338、8341、 8344、8345、8346、8347、 8348、8351、8352、8353、 8354、8359、8360、8363、 8364 谷内乙 884 道路 24 水路 29、125		
---	--	--

※ 編入箇所が複数あるときは、表枠を追加して記載する。

(2) 除 外

付図 番号	除 外 箇 所 (大字、字、地番)	除外前の 用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後 の用途
			法第〇条第〇項第〇号該当 該当なし	〇〇〇 件に係る m <sup>2</sup>	

※ 除外箇所が複数あるときは、表枠を追加して記載する。

(3) 用途変更

付図 番号	変 更 箇 所 (大字、字、地番)	変更前の 用途区分	用 途 変 更 の 理 由	変更面積 (登記簿地目)	変更後 の用途
			法第〇条第〇項第〇号該当 該当なし	施設 〇種類： m <sup>2</sup>	( )

※ 変更箇所が複数あるときは、表枠を追加して記載する。